

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

令和八年四月二十七日

広島県知事 横 田 美 香

福山市農業協同組合				登録検査機関の名称	
追加				変更の内容	
藤井 勇人		佐藤 孝哉	井上 朱	尾崎 隆之	氏名
もみ、玄米、小麦、大豆、大麦、裸麦、そば		もみ、玄米、小麦、大豆、大麦、裸麦、そば	もみ、玄米、小麦、大豆、大麦、裸麦、そば	もみ、玄米、小麦、大豆、大麦、裸麦、そば	農産物検査を行う農産物の種類
令和八年四月一日				変更年月日	